

老朽危険家屋除却費を一部補助します

📄 都市計画課 ☎73-6677

安全・安心な住環境づくりを促進するため、老朽化し危険な空家の除却を行う人に対し、除却費の一部を補助します。

● 補助対象建築物

次の要件をすべて満たすもの

- ① 市内にある建築物
- ② 現に使用していない建築物
- ③ 建築物の半分以上を住宅として使用していたもの
- ④ 木造または鉄骨造りのもの
- ⑤ 倒壊など、周囲に影響を及ぼす恐れがある建物

※上記の建物で、国が定める評点が合計100点以上となる危険な空家(事前協議により現地確認を行います)。

● 補助対象経費

次のいずれか少ない額

- ① 解体・運搬・処分に要する費用(業者見積り)の8/10
- ② 国が定める除却工事により算定した額の8/10

● 補助金の額

対象経費の1/2(限度額:50万円)

● 補助対象者

次のいずれかに該当する人。

ただし、①から③に該当する人であっても、市税などの滞納がある人や、他の権利者(抵当権設定者など)から同意を得られない人は対象者となりません。

- ① 登記事項証明書に所有者として記録されている人(固定資産関係資料を含む)
- ② ①の相続人(他の相続人の同意が必要)
- ③ ①または②の人から対象建築物の除却についての委任を受けた人

● その他

- ・ 現地確認を行いますので、申請前にご相談ください。
- ・ 事前着工は認められません。
- ・ 施工者は県内に本社を有する法人または県内に住所を有する個人に限ります。
- ・ 補助金交付決定を受けて60日以内に工事完了の実績報告書を提出できることが条件となります。
- ・ 予算が無くなり次第終了です。

3世代同居・近居促進事業の費用を助成します

📄 都市計画課 ☎73-6677

市は、安心して子どもを産み育てることができる住まいおよび居住環境の形成を促進するため、平成30年4月2日以降、新たに3世代で同居・近居※するために住宅を新築または改修する人に対して補助金を助成します。

※近居とは、新たに親世帯と子世帯が直線距離200メートル以内に居住することをいいます。



● 補助対象住宅

一戸建て住宅(新築・中古)
※事前着工は認められません。

● 補助対象者

- 市税を滞納しておらず、下記のいずれかに該当する人
- ・ 新たに3世代で同居または近居するために住宅を改修または新築しようとする人
- ・ 新たに3世代で同居または近居するために新築住宅または中古住宅を取得しようとする人

● 補助金の額

補助対象経費の5分の1以内の額とし、住宅1件あたり40万円が上限です。

● 補助対象経費

- ・ 新たに3世代で同居・近居するための新築工事費または改修工事費
- ・ 新たに3世代で同居または近居するための住宅の取得費

● 受付期限 12月28日(金)まで

● その他

- ・ 3世代とは子育て世代、子育て希望世代のどちらかを含む3世代です。
- ・ 改修工事または新築工事の施工者は市内に本社を有する法人または市内に住所を有する個人に限ります。
- ・ 予算が無くなり次第終了です。
- ・ 工事完了の実績報告書を平成31年1月31日までに提出できることが条件となります。

耐震診断・耐震計画・耐震改修を支援します

📄 都市計画課 ☎73-6677

① 耐震診断

診断費46,200円のうち、30,800円を市が助成
※市が契約する耐震診断士が訪問し、調査します。

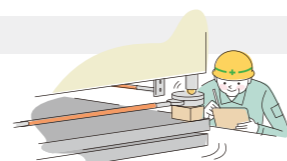
② 耐震改修計画

①の結果、危険と判断された住宅の耐震改修設計料に対し、設計額の2/3を助成(上限:7万円)。

③ 耐震改修工事

危険と判断された住宅の耐震改修工事に対し、工事費の1/2を助成(上限:60万円)。

※耐震改修工事または建て替え工事の施工業者は、島原半島内の事業所で、建設業の許可を受けた事業所、または建築士が施工監理を行う工事に限ります。



④ 補助対象住宅

昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建設された3階建て以下の木造住宅で、申請者本人(税金に未納がない人)が所有し、居住する住宅

※平成12年以降に増築された住宅については、補助の対象となりません。

⑤ 必要書類

耐震診断申込書、納税証明書、確認通知書または登記書の写し、案内図

※申込みに伴い得た個人情報については、申込者情報管理の目的の範囲内でのみ利用し、適正に管理します。

※事前着工は認められません。

住宅性能向上リフォーム支援事業を行います

📄 都市計画課 ☎73-6677

市では住宅性能向上※を伴う改修工事を行う住宅を所有者に対して、助成を行います。

● 補助対象者

市税を滞納していない人で、市内に住宅を所有し、その住宅に居住している人

● 補助対象住宅

一戸建て住宅(併用住宅の場合は、住宅部分が過半以上のもの)またはマンションなどの専有部分。

● 補助金の額

各補助対象工事費の1/5以内(上限15万円)

● 補助対象工事

住宅性能向上リフォーム
※補助対象工事費の合計が50万円以上のものに限る
※事前着工は認められません。

● 受付期限 12月28日(金)まで

● その他

施工業者は市内に本社を有する法人または市内に住所を有する個人に限ります。

※性能向上工事とはバリアフリー改修工事のことをいいます。詳しい工事内容はお問い合わせください。